

令和7年11月25日

島根県健康福祉部健康推進課

担当：細田 連絡先：0852-22-6130

「乳幼児突然死症候群（SIDS）」対策強化月間

電話相談窓口を開設します

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまで元気だった赤ちゃんが、睡眠中に突然亡くなってしまう原因のわからない病気です。

令和6年の乳幼児突然死症候群（SIDS）による死亡数は、全国で55人、乳児期の死亡原因の第3位です。また、島根県では、令和6年までの10年間で7人の赤ちゃんが亡くなっています。

こども家庭庁では、12月以降の冬期にこの病気が発生する傾向が高いことから、11月の1か月間を、乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間として、重点的に普及啓発活動を実施することとしており、島根県においても下記のとおり取組を行っています。

記

1 電話相談窓口の開設

（1）日 時 令和7年11月27日（木）、28（金）の2日間

時間：9時00分～17時00分

（2）相談窓口 県内各保健所 母子保健担当窓口

松江保健所 0852-23-1314

雲南保健所 0854-42-9637

出雲保健所 0853-21-8785

県央保健所 0854-84-9822

浜田保健所 0855-29-5552

益田保健所 0856-31-9547

隠岐保健所 08512-2-9713（島後）

08514-7-8121（島前）

（3）内 容

- ・SIDSやその予防について聞きたいこと
- ・育児についての悩みごと
- ・乳幼児の一般的な健康相談に関すること など

（4）対 応 者 各保健所の保健師等

2 乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するポスターリーフレットによる普及啓発活動

【SIDS発生リスクを低くする3つのポイント】

乳幼児突然死症候群（SIDS）がなぜ起こるのか原因はまだ分かっていませんが、生後2か月から6か月に特に多いとされ、以下の3つのポイントを守ることにより、発生率が低くなるというデータがあります。

①1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

②無理のない範囲で母乳育児を

③たばこをやめましょう

＜参考＞ こども家庭庁ホームページ（乳幼児突然死症候群について）

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>